プレジャーボート泊地指定管理者運営モニタリング結果（2025年度）

１　施設の概要

施設名　：　プレジャーボート泊地
所在地　：　西尾市寺津町五ノ割横道西６の 21 地先 平坂２号物揚場前面
設置根拠：　愛知県港湾管理条例（平成 13(2001)年 供用開始）
設置目的：　衣浦港平坂地区内のプレジャーボートの集約、漁業などの事業活動の円滑化
施設概要：　構　　造　水域施設
　　施設規模　泊地 1,628 ㎡
　　水深　－1.0m

２　指定管理概要

指定管理者名　　西三河漁業協同組合
指定期間　　2021 年４月１日から 2026 年３月 31 日まで
指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況
・経験を活かした利用者への適正なアドバイス、助言（実施）

３　利用状況

（単位:隻）

区分	2025 年度		2024 年度		増減 (①－②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
泊地利用船舶数	―	0	―	10	△10
計	―	0	―	10	△10

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

４　収支状況

（単位:千円）

区分		2025 年度		2024 年度		増減 (①－②)
		計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計		422	422	422	422	0
	利用料金収入	―	―	―	―	―
	指定管理料	422	422	422	422	0
	その他	0	0	0	0	0
支出		422	422	422	422	0
収支差		0	0	0	0	0

５　モニタリング結果

（１）総合評価

評価	評価内容
A	施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおりの管理が行われている。

（２）区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	施設利用者の平等な利用の確保や法令遵守など、県の求める水準どおり適切に行われている。
施設の適正な管理	A	施設巡視や利用者への指導等、県の求める水準どおり適切に行われている。
サービスの維持・向上	A	地元自治体等との連絡調整・協調等、県の求める水準どおり適切に行われている。
運営等の安定性	A	県との連携や文書管理等、県の求める水準どおり適切に行われている。

【評価の基準】

評価	基準
S	県の求める水準と比べて、期待を上回る水準で管理運営されている。
A	概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。（協定書等の水準）
B	一部分を除き、概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。
C	県の求める水準と比べて不十分な状況である。

（３）今後の対応等

県の求める水準どおり施設の管理運営業務全般を行っていることから、今後もモニタリングを通じて管理運営状況を確認し、指導していく。

６　利用者からの反応

対象期間に利用者からの意見や苦情はなかった。

７　その他

該当なし

○　問い合わせ先

都市・交通局 港湾課 港湾管理グループ
電話：052-954-6564（ダイヤルイン）
ファクシミリ：052-953-1793
メールアドレス：kowan@pref.aichi.lg.jp